

2 税制優遇措置について

◆確定拠出年金制度には、3つの「税制優遇」があります。

① 積立



掛金が
非課税

掛金は全額非課税で積み立てが可能です。
事業主が負担する掛金は退職給付費用の項目で損金として計上できます。

事業主掛金は 社会保険料の算定基礎となる賃金には含まれません。

② 運用



運用益が
非課税

運用益は非課税です。
年金資産を効率良く積み立てできます。

一般の証券口座

20.315%*が税金

一般口座の場合、通常
約 20% 課税されます
が確定拠出年金の場
合課税されません。

確定拠出
年金口座

運用益を
100%
再投資可能

③ 受取



各種控除で
税軽減

一時金受取：退職所得控除を活用できます

例) 積立期間 30 年(その他の退職金支給なし)の場合

最大、1,500 万円まで非課税

年金受取：公的年金等控除を活用できます

例) 65 歳時の受け取り(その他の年金収入なし)の場合

年間最大、110 万円まで非課税

(公的年金と合算します)